

台風第 19 号 関連情報
住宅の応急修理について
申込期間が延長されます



ターゲット 13.1

令和元年 12 月 23 日
郡山市建設交通部
住宅政策課
TEL：924-2631

【12/23 15:45 送信】

台風 19 号に係る住宅の応急修理について、福島県の通知により、応急修理の申込期間が「令和元年 12 月 27 日(金)まで」から「令和 2 年 1 月 31 日(金)まで」に延長されます。

住宅の応急修理制度

申込期間

【変更前】

【変更後】

令和元年 12 月 27(金)まで → 令和 2 年 1 月 31 日(金)まで

詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。



※市ウェブサイトにアクセス
できます。